

14. 循環型地域づくりの推進に関すること

経 緯

資源の循環利用を目的として、容器包装リサイクル法が平成 7 年 6 月に制定され、続いて循環型社会構築のため循環型社会形成推進基本法が平成 12 年 6 月に制定された。また、資源有効利用促進法と容器包装リサイクル法が 3R（※）を基本に同年 6 月に改正された。

このため、木曾地域でも、これまでに行われていた不燃ごみの資源分別に加えて平成 9 年度から平成 12 年度にかけて各町村で、ガラスビン・ペットボトル・ダンボール・古紙類等のリサイクル回収が開始された。平成 14 年 4 月には北部リサイクルストックヤード（現在のリサイクル広場）でのリサイクル品持込受入を開始し、資源回収システムの整備を行った。リサイクル広場は、平成 23 年度には延べ 9,537 件の利用があった。

平成 15 年 4 月から住民を主体とした循環型地域づくり推進懇談会を設置した。同会からは平成 16 年 4 月に、「木曾地域の循環型地域づくり推進に関する提言」が提出された。その際に提言された食品残渣の資源化については平成 17 年度から生ごみ、食用廃油の分別回収として段階的に実施されてきている。また、平成 19 年度からは衣類、平成 22 年度からはプラスチック容器の分別回収が開始されたが、その際にも同懇談会の意見が大きく反映された。

現状と課題

平成 22 年度から開始されたプラスチック容器の分別回収により、木曾地域においてはリサイクル関連法に定められた全ての品目の資源循環システムが構築された。また、生ごみ、食用廃油、衣類等の、法に定められていない品目についても資源化が推進され、住民のリサイクル意識の高まりとともに分別回収が定着してきている。しかし、資源回収量は横ばいであり、可燃ごみ処理施設に搬入されるごみには、未だ紙ごみやプラ容器類等が多く見受けられることから、更なるリサイクルへの誘導を図っていく必要がある。可燃ごみに含まれる資源物については、事業者による持込搬入によるものが多いことから、事業者に対する指導も大きな課題となっている。

また、平成 24 年 3 月には小型家電リサイクル法案が閣議決定されるなど、国によって今後も更なる品目のリサイクルが定められていくと予測され、木曾地域でも、更なる資源循環の構築を進めていくことが求められている。

今後の方針

リサイクルの推進により、ごみ量の削減を図るとともに、リデュース、リユースによる排出量そのものの削減についても研究、導入を進め、更なるごみ減量化、資源循環推進を目指す。また、現在取り組まれている施策に加え、更なる資源循環施策についても調査研究を進めるとともに、国が新たに指定する品目の資源分別についても積極的な導入を検討する。

施 策

- ① リサイクルの推進
 - ・リデュース、リユース、リサイクル（3R）の啓発
 - ・雑紙の資源分別指導等、現在の資源循環システムの改良・推進
 - ・事業所ごみのリサイクルへの誘導
- ② 循環型社会構築の推進
 - ・循環型地域づくり懇談会の運営
 - ・更なる資源循環システムの構築

- ※3R : リデュース → 廃棄物の発生抑制
 リユース → 再使用
 リサイクル → 再資源化

■ リサイクル実績表（不燃ごみ資源化＋行政回収＋集団回収）

町 村 名	年度別リサイクル集計(t)			
	H20	H21	H22	H23
木 曾 町	1,090	996	1,105	1,072
上 松 町	728	737	750	794
南木曾町	574	484	565	554
木 祖 村	314	320	328	332
王 滝 村	53	71	85	83
大 桑 村	433	489	488	509
合 計	3,192	3,098	3,321	3,344

※この他、事業者による独自のリサイクルも行われている。